

財団法人根津美術館ほか4団体

第1 事業の概要

1 補助事業の概要

(1) 目的

都は、文化財保護法及び都文化財保護条例（以下「条例」という。）に基づき、表1に掲げる種類の文化財を指定し、その保存、活用を図っている。

都は、指定した文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合などに、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができるとして、東京都文化財保存事業費補助金交付要綱を定め、補助金を交付している。

また、国指定文化財にかかる保存事業は、国の補助にあわせ、都も補助金を交付している。

平成15年度及び平成16年度における補助実績及び今回監査対象補助実績は表2のとおりである。

(表1) 文化財の指定の現状（平成17年3月31日現在）

文化財の種類	指定数 (件)	内 容
有形文化財	322	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は学術上価値の高いもの、並びに考古資料及びにその他の学術上価値の高い歴史資料
有形民俗文化財	17	衣食住、生業、信仰、年中行事等に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で国民生活推移の理解に欠くことのできないもの
旧跡	234	歴史の正しい理解のために重要な遺跡で、著しく原型が損なわれているもの、又はその遺構が完全に消滅しているもの、及び著名な伝説地、由緒ある地域
史跡	99	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡のうち、歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺構が比較的よく原形を保っているもの又は旧態を推定しうるもので歴史上又は学術上価値の高いもの
名勝	11	庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他風致景観の優秀なもので古くから名所として知られているもの又は芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
天然記念物	64	動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの
無形文化財	8	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
無形民俗文化財	48	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能その他無形の民俗文化財で国民生活推移の理解に欠くことのできないもの
計	803	

(表2) 文化財保存事業補助実績及び今回監査対象補助実績

(単位：千円)

指定	文化財保存事業全体			今回監査対象	
	年度	件数	都補助額	件数	都補助額
国指定文化財	平成15年度	26	123,576	3	4,822
	平成16年度	34	132,300	2	3,767
都指定文化財	平成15年度	26	156,578	5	125,347
	平成16年度	28	157,872	5	72,810
合 計	平成15年度	52	280,154	8	130,169
	平成16年度	62	290,172	7	76,577

(2) 補助金の算定方法

ア 国庫補助事業にかかる都の補助金額は、補助対象事業費から国庫補助金の額を差し引いた残額に、国が定めた補助率と同じ率を乗じて算定している。

イ 都の補助事業にかかる補助金額は、補助対象事業費に補助率を乗じて算出している。

補助対象事業費は、文化財の所有者又は管理責任者が実施する、有形文化財の修理及び保存に必要な物の作成・修理、無形文化財の伝承に必要な用具等の修理・購入等にかかる経費である。

補助率は、平成15年度までは一律80%、平成16年度からは、原則50%で、補助対象事業者が区市町村又は営利法人以外の場合には、補助対象事業者の事業規模に応じて補助率を加算している。加算率は、表3の式に基づいて事業規模指数を算出し、その数値に応じて、表4により、5%から35%の間で定めるものとなっている。

(表3) 事業規模指数算出方法

事業規模指数＝	$\frac{\text{補助対象となる総事業費} \div \text{補助事業の施行年度数}}{\text{補助事業者の財政規模（注）}}$
---------	--

注：補助事業者の財政規模は、事業実施の前々年度以前3会計年度の収入額から、補助金、助成金、寄付金等を除いた額の平均金額を用いる。

(表4) 都の補助金における事業規模指数に応じた加算率

ア. 有形文化財(建造物)・史跡・名勝・天然記念物・旧跡・有形民俗文化財(建造物)に係る事業		ウ. 有形文化財(建築物を除く)に係る事業(防災工事を除く)	
イ. 有形文化財(建築物を除く)の防災工事		エ. 無形文化財・有形民俗文化財(建造物を除く)・無形民俗文化財に係る事業	
事業規模指数	加算率	事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%	0.01以上0.05未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%	0.05以上0.2未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%	0.2以上0.5未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%	0.5以上1.0未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%	1.0以上2.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%	2.5以上5.0未満	30%
10.0以上	35%	5.0以上	35%

第2 実地監査

1 監査対象団体及び実地監査期間

(1) 教 育 庁 平成17年10月14日及び同月27日

(2) 団 体

団体名及び所在地	実地監査期間
財団法人根津美術館 港区南青山6-5-1	平成17年10月19日
宗教法人善養寺 江戸川区東小岩2-24-2	平成17年10月20日
宗教法人日吉神社 昭島市拝島町1-10-19	平成17年10月21日
財団法人日本ナショナルトラスト 千代田区丸の内3-4-1	平成17年10月25日
宗教法人普明寺 昭島市拝島町1-20-16	平成17年10月26日

第3 監査の結果

1 総括的事項

今回監査対象とした団体において、保存事業を実施した文化財は、表5のとおりである。

補助対象事業について、団体の帳簿及び証拠書類により確認を行ったところ、事業は適切に行われていた。

(表5) 保存事業実施文化財一覧

団体名	指定文化財の名称	指定者	指定区分	指定年月日
根津美術館	紙本金地著色燕子花図	国	美術工芸品 国宝	昭和26.6.9
	絹本著色善光寺如来縁起絵	国	美術工芸品 重要文化財	昭和50.6.12
	絹本著色阿弥陀如来像	国	美術工芸品 重要文化財	昭和47.5.30
	嵯峨山蒔絵硯箱	国	美術工芸品 重要文化財	昭和28.11.14
善養寺	善養寺影向のマツ	都	天然記念物	大正14.4
日吉神社	拝島日吉神社の榊祭り	都	無形民俗文化財	昭和50.2.6
日本ナショナルトラスト	旧安田楠雄邸	都	名勝	平成10.3.13
普明寺	大日堂境域及び日吉神社境域	都	史跡	平成4.3.30

2 補助対象団体の財政規模

都指定文化財にかかる都文化財保存事業では、平成16年度から、事業費と団体の財政規模に応じて補助率を可変としている。このため、平成16年度補助金について、各団体の財政規模及び補助率の算定について確認した。

各団体の財政規模は、表6のとおりであり、平成12年度から平成14年度までの3か年の団体の収入額を決算書及び総勘定元帳等により確認した。各事業の事業費及び事業規模指数は、表7のとおりであり、補助率は適正に算出されている。

(表6) 補助率の算定基礎となる過去3年間の団体の収入額

(単位：千円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	合計	3年間の 平均額
善養寺	161,493	179,854	167,837	509,185	169,728
日吉神社	18,032	19,722	18,464	56,219	18,739
日本ナショナルトラスト	83,619	64,948	61,862	210,430	70,143
普明寺	92,461	106,130	112,997	311,589	103,863

(表7) 補助率の計算

(単位：千円)

補助対象 事業者	補助対象 事業	事業開始 年度	年度 数	総事業費 (計画)	年度あたり 事業費	事業規模 指数	補助率 (%)
善養寺	影向のマツ	平成16年度	1	49,629	49,629	0.292	60
日吉神社	榊祭	平成15年度	2	16,140	8,070	0.431	65
日本ナショナル トラスト	旧安田楠雄邸	平成15年度	3	159,811	53,270	0.759	70
普明寺	大日堂及び日吉 神社境域修繕	平成14年度	3	170,188	42,547	0.410	65
	大日堂及び日吉 神社境域防災設 備設置	平成15年度	2	19,362	9,681	0.093	55

3 補助対象事業の内容

ア 国指定の文化財

根津美術館が所有する国指定文化財の保存事業の内容、各保存事業にかかる収入及び支出は次のとおりである。

(ア) 紙本金地著色燕子花図 保存修理

紙本金地著色燕子花図（しほん きんじ ちゃくしょく かきつばたず）は尾形光琳作の六曲屏風一双で、絵の具の剥離・剥落があり、今後進行するおそれがあったため、平成15年度から平成16年度までの2か年で、絵の具層の剥落止め、下地骨格組、縁等の新調を行っている。

(表8) 紙本金地著色燕子花図保存修理事業にかかる収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率	種別	事業費
平成15年度	所有者負担額	389		請負費	2,338
	都補助金	576	24%	指導監督旅費	60
	国庫補助金	1,438	60%	その他需用費	4
	計	2,403		計	2,403
平成16年度	所有者負担額	1,876		請負費	11,658
	都補助金	2,812	24%	指導監督旅費	44
	国庫補助金	7,030	60%	その他需用費	15
	計	11,718		計	11,718

(イ) 絹本著色善光寺如来縁起絵 保存修理

絹本著色善光寺如来縁起絵（けんぼん ちゃくしょく ぜんこうじによらいえんぎえ）は、三幅の巻物で、横折れ、画絹の一部欠失があるほか、絵の具の剥落等があったため、平成13年度から平成15年度までの3か年で、剥落止め、裏打ち取り替え、補絹、太巻添軸、二重箱新調を行っている。

(表9) 絹本著色善光寺如来縁起絵保存修理事業にかかる収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率	種別	事業費
平成15年度	所有者負担額	2,208		請負費	13,702
	都補助金	3,303	24%	指導監督旅費	60
	国庫補助金	8,258	60%	写真プリント	6
	計	13,769		計	13,769

(ウ) 絹本著色阿弥陀如来像 保存修理

絹本著色阿弥陀如来像（けんぼん ちゃくしょく あみだによらいぞう）は一幅の巻物で、画絹の浮き、横折れ、欠失等が著しいため、平成16年度から平成17年度までの2か年で、剥落止め、裏打ち取り替え、補絹、太巻添軸、二重箱新調を行っている。

(表10) 絹本著色阿弥陀如来像保存修理事業にかかる収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率	種別	事業費
平成16年度	所有者負担額	956		請負費	3,760
	都補助金	955	25%	指導監督旅費	29
	国庫補助金	1,911	50%	写真プリント	32
	計	3,822		計	3,822

(エ) 嵯峨山蒔絵硯箱 保存修理

嵯峨山蒔絵硯箱（さがやま まきえ すずりばこ）は一合の硯箱で、経年の乾燥による木地接合部の亀裂等が認められ、今後進行するおそれがあったため、平成15年度に、漆の剥落止め、塗膜再生、木地亀裂の再接着等を行っている。

(表11) 嵯峨山蒔絵硯箱保存修理事業にかかる収支

(単位：千円)

実施年度	収入			支出	
	負担区分	金額	補助率	種別	事業費
平成15年度	所有者負担額	772		請負費	3,685
	都補助金	943	24.75%	報告書作成費	126
	国庫補助金	2,096	55%		
	計	3,811		計	3,811

イ 善養寺外3団体が所有する都指定文化財の保存事業にかかる団体の収入及び支出は表12から表16のとおりとなっている。また、各保存事業の内容は次のとおりである。

(ア) 善養寺影響の松 樹勢回復

影響の松（ようごうのまつ）は、善養寺が所有する推定樹齢600年の松の木で、地下水面の上昇のために樹勢が衰えていたため、平成14年度から平成15年度にボーリング等を行った上で、地下水位の調査を行い、平成16年度に、樹木周辺の排水設備工事を行って、樹勢の回復を図っている。

(表12) 善養寺影響の松樹勢回復事業にかかる収支

(単位：千円)

事業実施年度	収入			支出	
	区分	金額	補助率	種別	金額
平成15年度	都補助金	19,554	80%	工事費	24,150
	区市補助金	2,444		委員会費	253
	所有者負担額	2,445		旅費	40
	計	24,443		計	24,443
平成16年度	都補助金	37,755	60%	工事費	62,016
	区市補助金	12,585		委員会費	799
	所有者負担額	12,585		旅費	110
	計	62,925		計	62,925

(イ) 旧安田楠雄邸庭園 建物修理

旧安田楠雄邸庭園は、大正期における山の手地区の高級和風住宅と庭園で、建築当時のまま残存しているもので、建物各部の傷みが激しいため、平成15年度から平成17年度までの3か年で、建物のうち、屋根及び1階部分の修理を行っている。また、平成17年度から平成18年度までの2か年で庭園部分の修復工事を行う計画である。

なお、平成16年度の補助対象事業にかかる収支について、補助対象外の収支と分けて経理すべきものが見受けられた。

(表13) 旧安田楠雄邸庭園（建物）修理事業にかかる収支

(単位：千円)

事業実施年度	収入			支出	
	区分	金額	補助率	種別	金額
平成15年度	都補助金	42,613	80%	工事費	47,330
	区市補助金	5,326		設計監理費	5,670
	所有者負担額	5,338		委員会費	277
	計	53,277		計	53,277
平成16年度	都補助金	44,030,000	70%	工事費	56,963
	区市補助金	2,663,000		設計監理費	5,670
	所有者負担額	16,218,275		委員会費	277
	計	62,911,276		計	62,911

(ウ) 拝島日吉神社の榊祭 伝承基盤整備

拝島日吉神社の榊祭は、毎年9月に行われる夜祭りで、平成15年度から平成16年度までの2か年で、祭で使用する鉾、四神像等の修理、塗り直しを行っている。

(表14) 拝島日吉神社の榊祭伝承基盤整備事業にかかる収支

(単位：千円)

事業実施年度	収入			支出	
	区分	金額	補助率	種別	金額
平成15年度	都補助金	7,280	80%	修理費	9,100
	区市補助金	0			
	所有者負担額	1,820			
	計	9,100		計	9,100
平成16年度	都補助金	4,576	65%	修理費	7,040
	区市補助金	0			
	所有者負担額	2,464			
	計	7,040		計	7,040

(エ) 大日堂及び日吉神社境域 大日堂及び仁王門修理

大日堂及び日吉神社境域は、天台宗寺院である大日堂と日吉神社が同一区画に所在するもので、史跡の構成要素である大日堂及び仁王門の屋根及び板壁等の傷みが激しかったため、平成13年度から平成16年度までの4か年で、大日堂及び仁王門の建物の修理を行っている。

(表15) 大日堂及び日吉神社境域大日堂及び仁王門修理事業にかかる収支

(単位：千円)

事業実施年度	収入			支出	
	区分	金額	補助率	種別	金額
平成15年度	都補助金	48,172	80%	工事費	55,257
	区市補助金	0		設計監理費	4,742
	所有者負担額	12,043		委員会費	214
	計	60,215		計	60,215
平成16年度	都補助金	9,434	65%	工事費	4,939
	区市補助金	0		設計監理費	9,379
	所有者負担額	5,080		委員会費	195
	計	14,514		計	14,514

(オ) 大日堂及び日吉神社境域 防災設備整備

前項の史跡の建物の修理に伴い、平成15年度から平成16年度までの2か年で、自動火災報知設備、消火設備を整備している。

(表 16) 大日堂及び日吉神社境域防災設備整備事業にかかる収支

(単位：千円)

事業実施年度	収入			支出	
	区分	金額	補助率	種別	金額
平成 15 年度	都補助金	7,728	80%	工事費	8,725
	区市補助金	0		設計監理費	915
	所有者負担額	1,932		需用費	18
	計	9,660		計	9,660
平成 16 年度	都補助金	5,336	55%	工事費	8,764
	区市補助金	0		設計監理費	919
	所有者負担額	4,366		需用費	17
	計	9,702		計	9,702